

令和6(2024)年度実施

川崎市立学校教員採用候補者選考試験(冬期選考)

受 験 案 内

受付期間	令和6(2024)年12月26日(木)～ 令和7(2025)年1月19日(日)受信有効
第1次試験	試験日 令和7(2025)年2月1日(土) 試験会場 川崎市教育会館
第2次試験	面接試験 令和7(2025)年2月9日(日)

この選考試験は、令和7(2025)年度に川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員として採用する候補者を決定するために実施するものです。

川崎市教育委員会

1 選考区分、校種・教科、募集人員

選考区分	校種・教科	募集人員
選考A 【市外現職正規教員選考】 【川崎市立学校正規教員経験者選考】 (ジョブ・リターン制度)	小学校	60名程度
	中学校/高等学校 国語・社会・数学・理科・ 音楽・美術・保健体育・ 技術・家庭英語	
	特別支援学校	
選考B 【正規教員経験者選考】	特別支援学校	
選考C 【臨時的任用職員・非常勤講師・ 一般任期付教員等経験者選考】		

(注)

- ・「小学校」及び「中学校／高等学校」の合格者は、原則としてそれぞれの校種（「中学校／高等学校」は高等学校の配属を含む。）に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合があります。
- ・「中学校／高等学校」の社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・家庭・英語の合格者は、小学校に配属され専科指導を担当する場合があります。
- ・高等学校の教諭は、「中学校／高等学校」として募集します。
- ・「特別支援学校」の合格者は、原則として特別支援学校に配置されますが、小学校又は中学校に配置され特別支援学級等を担当する場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの条件をすべて満たす人が、受験できます。

- (1) 昭和39(1964)年4月2日以降に生まれた人
 (2) 校種・教科ごとに次の免許状を有する人又は令和7(2025)年3月31日までに取得見込の人

校種・教科	免許状
小学校	小学校教諭普通免許状
中学校/高等学校 (高等学校の教諭は「中学校/高等学校」として募集します。)	<p>【中学校希望者】 受験する教科の中学校教諭普通免許状</p> <p>【高等学校希望者】 受験する教科の中学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状 (社会の受験者の中で高等学校を希望する場合は「地理歴史」及び「公民」の両方の高等学校教諭普通免許状が必要です。) 高等学校教諭普通免許状だけでは受験できません。</p>
特別支援学校	<p>次の①、②の免許状の両方</p> <p>①特別支援学校教諭普通免許状(視覚障害者教育領域のみの免許状を除く)又は聾学校若しくは養護学校教諭普通免許状</p> <p>②小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状</p>

- (3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条による欠格事項に該当しない人

※ 第2次試験の合格者で、本市での採用を希望した者を対象に欠格事由照会を実施し、受験資格を確認します。その結果、受験資格がないことが判明した場合は、合格は無効となります。

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考区分

選考区分	対象者（条件）	選考区分別必要書類
選考A 【市外現職正規教員選考】 【川崎市立学校正規教員経験者選考】 (ジョブ・リターン制度)	【市外現職正規教員選考】 令和7年3月31日時点で市外の国公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における正規教員として3年以上勤務している人 ※ 勤務していた校種・教科で受験する人に限りません。	任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後に提出
	【川崎市立学校正規教員経験者選考】(ジョブ・リターン制度) 川崎市立学校において、平成21年4月1日以降で通算3年以上、正規教員として勤務し、令和6年4月1日現在、川崎市立学校の正規教員として在職していない人 ※ 勤務していた校種・教科で受験する人に限りません。	
選考B 【正規教員経験者選考】	国公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における正規教員として、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に、通算1年以上勤務した経験（休職・育児休業等の期間を除く）を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人	任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後に提出
選考C 【臨時的任用職員・非常勤講師・一般任期付教員等経験者選考】	ア 臨時的任用職員・非常勤講師 川崎市立学校において休業代替任期付職員、臨時的任用職員又は非常勤講師（週20時間以上）として、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験を有する人 イ 一般任期付教員 川崎市立学校において一般任期付教員として、令和6年5月1日現在勤務している人、又は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験を有する人 ウ 期限付教員 令和4年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考、又は令和5年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員採用候補者選考に期限付教員として合格をし、令和6年5月1日現在、川崎市立学校において休業代替任期付職員又は臨時的任用職員として勤務している人、又は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間勤務した経験を有する人 ※ 勤務している校種等・教科と受験する校種等・教科が同一である必要はありません。	任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後に提出

※ 勤務経験期間の算出方法

勤務経験の期間は月単位で通算します。任用開始月又は終了月の期間は、それらが月の途中であつたとしてもそれぞれ1月の経験とします。ただし、1つの任用が終了し、同一月内に次の任用が開始される場合、あとの在職期間に当該月は算入できません。また、休職期間等勤務の実態がない期間は加算しません。

※ 「正規教員」とは、任用期間の定めなく任用された教員とします。

※ 選考Cア、イ、ウの条件の詳細について

●休業代替任期付職員とは、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、次の事由により正規職員と同一の勤務時間で期限付任用される職員です。

- ・育児休業に伴う任用（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項）
- ・配偶者同行休業に伴う任用（地方公務員法第26条の6第1項）

●臨時的任用職員とは、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、次の事由により正規職員と同一の勤務時間で期限付任用される職員です。

- ・正規職員に欠員が生じた場合等の任用（地方公務員法第22条の3）
- ・産休に伴う任用（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項）
- ・育児休業に伴う任用（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項）

- 非常勤講師とは、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で、専科や少人数指導等を担当するために非常勤で任用される職員（会計年度任用職員）です。選考Cでは、週20時間以上（複数校勤務を含む。）勤務した者とします。
- 一般任期付教員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づき、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、あらかじめ任期を定めて採用される教員です。
- 期限付教員とは、令和4年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考、又は令和5年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員採用候補者選考に期限付教員として合格をし、令和6年5月1日現在、川崎市立学校において、上記の休業代替任期付職員又は臨時的任用職員として勤務している人です。

4 試験日、会場、試験内容及び結果通知

(1) 第1次試験（選考B・Cのみ実施）

ア 試験日

令和7(2025)年2月1日（土）

イ 試験会場（予定）

川崎市教育会館（川崎市中原区下沼部1709-4）

ウ 選考区分ごとの試験項目（○が付いている試験項目を受験）

試験項目 選考区分	集団討論	小論文A	小論文B (第2次試験扱い)
選考A	—	—	—
選考B	○	○	○
選考C	○	○	○

※ 小論文Bは、第2次試験の扱いとなりますが、第1次試験の受験者全員に実施します。

エ 試験内容

試験の種類		試験の内容
論文試験	小論文A (60分)	600字以内の論述
面接試験	集団討論	概ね7人～10人程度の受験者で指定したテーマで討論
論文試験 (第2次試験扱い)	小論文B (60分)	600字以内の論述 ※ 第2次試験の扱いとなりますが、第1次試験の受験者全員に実施し、第1次試験の合格者のみ採点します。

オ 第1次試験の結果通知

可否の結果は、令和7(2025)年2月6日（木）（予定）に、第1次試験受験者全員に、オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）で交付します。

また合格者の受験番号を同日午後1時（予定）に市ホームページに掲載します。

(2) 第2次試験

第2次試験は次のとおり実施します。第1次試験の合格者には試験会場等の詳細を結果通知とともに通知します。

また、選考Aの受験者については、試験会場等の詳細は受験票交付時に通知します。

ア 試験日

令和7(2025)年2月9日(日)

イ 試験会場(予定)

川崎市役所第3庁舎(川崎市川崎区東田町5-4)

ウ 校種等・教科ごとの試験項目(○が付いている試験項目を受験)

選考区分 \ 試験項目	場面指導	個人面接	小論文B (第1次試験日に実施)
選考A	○	○	—
選考B	○	○	○
選考C	○	○	○

エ 試験内容

(ア) 場面指導

受験者が学級担任の役になり、児童生徒を指導する場面を設定して行います。指導する内容(テーマ)は、受験票交付時にお知らせします。

(イ) 個人面接

オ 第2次試験の結果通知

合否の結果は、令和7(2025)年2月中旬に、第2次試験受験者全員に文書で通知を発送します。また、合格者の受験番号を通知発送日から1週間程度、市ホームページに掲載します。

(3) 試験結果についての情報提供

第1次試験及び第2次試験の不合格者へは、試験結果[ランク等、総合評価得点、試験の種類ごとの得点(換算点)]を、選考結果通知に記載してお知らせします。

(4) 注意事項

ア 試験会場への来場は、公共交通機関を利用してください。

イ 集合時間に遅刻すると受験できない場合があります。なお、試験開始後の入場は認められませんので、一切受験できなくなります。

5 受験に際して配慮が必要な場合

受験に際して支障が生ずることがないように可能な限り配慮をするほか、障害の程度に応じて試験内容の一部を変更または免除する場合があります。申請時に希望する配慮の内容を記載してください。

6 採用について

- (1) 第2次試験の合格者は、「令和7(2025)年度川崎市立学校教員採用候補者名簿」に登載し、原則として、令和7(2025)年4月1日に採用します。
- (2) 令和7(2025)年3月31日までに受験した校種等・教科の教諭普通免許状を有しない場合（免許状の有効性が失われている場合を含む）、受験申込書等に虚偽の記載をした場合、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、採用しません。
 - ※ 教員免許更新制度は廃止されましたが、免許状の取得時期や更新の有無等により免許状としての有効性が失われている場合がありますので、特に注意してください。

7 申込手続

インターネット申込でお申込みください。複数の受験申込をした場合、すべての申込が無効となる場合があります。

また、複数の校種・教科、選考区分等の選択、申込が受理された後の変更はできません。

(1) インターネット申込（電子申請）

<p>申込方法</p>	<p>「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページから、「令和6年度教員採用候補者選考試験（冬期選考）の実施について」に進んで、申込手続の方法をよく確認してから、<u>ページ内にある「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」へのリンク</u>から申請手続きを行ってください。</p> <p>※ 「川崎市ホームページ」から進むには ⇒ 「川崎市教育委員会」⇒ 「相談・手続き・採用・募集」⇒ 「採用・募集情報」⇒ 「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」⇒ 「教員採用試験概要」⇒ 「令和6年度教員採用候補者選考試験（冬期選考）の実施について」 (URL : https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000172451.html)</p>  <p>(1) 電子申請の利用者登録 「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」を利用するため利用者登録を行います。 ・利用者登録は、申込受付期間の前でも可能です。 ・登録した「メールアドレス」と「パスワード」は忘れないよう控えておいてください。</p> <p>(2) 受験申込 「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」を利用して、受験申込を行います。 ・次に、申請手続が完了し、最後に「申込番号」が表示されることを確認し、忘れないように控えておいてください。 ・「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」による申込後、到達メールが送信されます。1時間経過しても到達メールが届かない場合は、電話で教職員人事課まで御連絡ください。 ※ <u>顔写真(縦4：横3)のデータ添付が必要となります。</u> ※ 選考Aの申込では面接カードのデータを添付することができます。 (9ページ参照)</p>
<p>受付期間</p>	<p><u>令和6(2024)年12月26日(木)～令和7(2025)年1月19日(日) (受信有効)</u></p> <p>※ 受付期間終了後の申込は受理することができませんので注意してください。 ※ 申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがありますので、申請手続は期限に余裕をもって行ってください。 ※ 使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
<p>受験票</p>	<p>受験票は令和7(2025)年1月27日(月)から令和7(2025)年1月29日(水)までの間に「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」のマイページからダウンロードできるようになります。ダウンロードができるようになりましたら、登録のメールにお知らせします。受験票を印刷し、試験当日に必ず持参してください。</p>

(注) インターネットに接続可能なパソコン等で申請してください。

「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」は、入力時間に制限（60分）があります。

あらかじめ、入力項目（教員免許、履歴）等を確認してから入力してください。

入力の制限時間を超えると強制終了となり、はじめから入力し直す必要があります。

途中保存しておく、その続きから入力できます。

(2) 面接カードについて

面接カードはホームページからダウンロードして画面印刷して記入し、次の方法で提出してください。

<p style="text-align: center;">選考A</p>	<p>PDF形式にして電子申請時に添付してください。 または、原本をレターパックプラスまたはレターパックライトで国内から郵送してください。</p> <p>送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課</p> <p>送付期限 <u>令和7(2025)年1月19日(日) (消印有効)</u></p>
<p style="text-align: center;">選考B及び選考C</p>	<p><u>第1次試験当日に試験会場で提出</u>してください。</p>

8 育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験との併願について

川崎市立学校教員採用候補者選考試験（冬期選考）が不合格となった者のうち成績が上位で、併願を希望する者は、「川崎市育児休業代替任期付教員採用候補者選考」の合格者と同様、令和7年度川崎市育児休業代替任期付教員採用候補者名簿（以下、「育児休業代替任期付教員採用候補者名簿」という。）に登載されます。併願希望者は、受験申込時に「育児休業代替任期付教員との併願を希望する」を選択してください。

育児休業代替任期付教員採用候補者名簿登載者は、育児休業代替任期付教員又は臨時的任用教員として令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、引き続いた3年間の任用を行うとともに、令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の特別選考の対象者になります。育児休業代替任期付教員や、採用までの流れ等についての詳細は、「育児休業代替任期付教員採用候補者選考」の受験案内を御参照ください。

なお、本試験と「育児休業代替任期付教員採用候補者選考」とを重複して申し込みすることも可能です。（本試験と異なる校種・教科で申込することもできます。）

※ 「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページにおいて最新情報を随時発信しますので是非御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-6-1-0-0-0-0-0-0-0.html>



※ 悪天候等による交通機関の遅延等、選考当日の緊急連絡は、X（旧 Twitter）で発信予定です。右の2次元コードから、フォローをお願いします。

https://twitter.com/kawasaki_kyouin



問い合わせ先	川崎市教育委員会事務局 職員部 教職員人事課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話(044)200-3843 FAX(044)200-2869 e-mail 88kyojin@city.kawasaki.jp
--------	--